

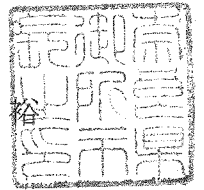


御所市条例第20号

御所市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月16日

御所市長 東 川



御所市介護保険条例の一部を改正する条例

御所市介護保険条例（平成12年御所市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「29,200円」を「23,400円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「29,200円」を「23,400円」に、「48,700円」を「39,000円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「29,200円」を「23,400円」に、「56,500円」を「54,600円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の御所市介護保険条例第5条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。